

議案第67号

和解及び損害賠償の額の決定について

和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号及び第13号の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

1 事 件 名 平成28年(ノ)第71号補修工事費用請求調停事件

2 当 事 者 損害賠償請求者

損害賠償支払者

南風原町字兼城686番地 南 風 原 町

3 事件の概要 本件は、平成24年度に南風原町が発注した「南星中学校体育館屋根改修工事」において工事完了後も度々雨漏りが発生し、その都度、防水保証に基づき当該改修工事の下請け会社である損害賠償請求者が補修を行ってきたが、雨漏りが止まらなかったため、平成28年5月12日に全面補修工事を完了し、その補修工事に対する費用の請求を求める調停である。

4 和解の内容 別紙のとおり

5 損害賠償額 6,000,000円

平成28年12月6日提出

南風原町長 城 間 俊 安

(提案理由)

上記事件について、和解し損害賠償の額を決定する必要があるため提案する。